

防府市青年海外派遣事業実施要綱

平成4年4月1日制定

(目的)

第1条 防府市青年海外派遣事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、次代を担う青年を海外に派遣することにより、国際理解と国際協調の精神を養うとともに、国際的視野を広め、地域リーダーとして高い市民意識を持つ人材の育成を図ることを目的として、防府市青年海外派遣事業を実施するものとする。

(派遣対象者)

第2条 派遣対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 防府市に住所を有する社会人で、満20歳以上満30歳未満の者
- (2) 所属する事業所等の承認の得られる者
- (3) 心身共に健康で、協調性に富み、規律ある団体生活ができる者
- (4) 海外派遣の体験を生かし、事業実施後も地域において国際交流事業に協力できる者
- (5) 市税を滞納していない者

(募集の方法)

第3条 被派遣者の募集は公募によるものとし、派遣を希望する者は、防府市青年海外派遣事業参加申込書（第1号様式）に事業所等の承諾書（第2号様式）、市税の滞納のない証明を添えて申し込むものとする。

(派遣人員)

第4条 派遣する人員の数は、予算の範囲内で市長が定める。

(被派遣者の選考及び決定)

第5条 被派遣者は、応募者の中から、論文等の審査を経て、市長が決定する。

(審査委員)

第6条 審査委員に関する事項は、市長が別に定める。

(派遣先)

第7条 本事業の派遣先は、大韓民国江原道春川市とする。

(派遣期間)

第8条 被派遣者の派遣期間は、その都度予算の範囲内で市長が定める。

(派遣の取消し)

第9条 市長は、派遣決定後、被派遣者において、健康上の理由その他被派遣者として不適当な事由が生じた場合は、派遣の決定を取り消すことができる。

(報告書の提出)

第10条 被派遣者は、帰国後30日以内に報告書を提出しなければならない。

(危険負担及び補償)

第11条 本事業の実施に伴い派遣期間中に被派遣者が被った損害については、防府市及び実行委員会は賠償の責めを負わないものとする。

2 病気、けが及び事故等による補償は、海外旅行保険、任意保険等によるものとし、公費による補償はないものとする。

(庶務)

第12条 本事業に関する庶務は、文化スポーツ観光交流部文化振興課国際交流室において行なう。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

防府市青年海外派遣事業参加申込書

年 月 日

ふりがな 氏 名		
	(男・女)	
生年月日	年 月 日 (歳)	
現住所	防府市	電話 ー
事業所名	電話 ー	
特技、趣味 等		健康状態 (良・否)
応募理由		
ボランティア 活動等		

第2号様式（第3条関係）

承 諾 書

このたび _____ が、「防府市青年海外派遣事業」に、参加申し込みをするに当たり、目的に賛同し参加することを承諾します。
なお、事前・事後における研修等にも積極的に参加させます。

年 月 日

（宛先）防府市長

事業所名 _____

所在地 _____

代表者 _____

承 諾 書

このたび私 _____ が、「防府市青年海外派遣事業」に、
参加申し込みをするに当たり、防府市が私の市税納付状況を調査する
ことを承諾します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所 _____

氏 名 _____